

## チャート（作業の流れ図）

### 1 最初に～医師に診断書等を作成してもらう

まずは、主治医又はその他の医師に、「申立書式集」に綴られている「診断書の作成を依頼された医師の方へ」と「診断書」と「鑑定についてのおたずね」を渡して、記入を依頼してください。

「診断書」の内容によって、申立ての種類（後見、保佐、補助）や必要な書類が異なりますので、必ずここから始めてください。

なお、申立後の手続においては、原則として「鑑定」が必要になります。

鑑定医は申立人に探していただくことになっていますので、この段階で内諾をとっておいてください。主治医が鑑定の引き受けを辞退した場合は、他の医師を紹介してもらってください。

※ 診断書は、診断日から3か月以内のものを御提出ください。

→「診断書」と「鑑定についてのおたずね」を受け取ったら、チェックシートの番号⑨及び⑩の「申立人チェック欄」にチェック

